

社会福祉法人東進 東進ポップキッズ 大塚キャンパス 運営規程

（事業所の名称等）

第1条 社会福祉法人東進が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （１）名 称 東進ポップキッズ 大塚キャンパス
- （２）所在地 東京都豊島区北大塚 3－3 1－3

（施設の目的及び運営方針）

第2条 東進ポップキッズ 大塚キャンパス（以下、当園という。）は、保育を必要とする幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供に当たっては、利用児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、利用児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、「豊島区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（提供する保育の内容）

第3条 当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- （１）特定教育・保育

第5条に規定する時間において、保育を提供する。

- （２）食事の提供

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- （１）園長 1名 常勤専従 施設管理
- （２）主任保育士 1名 常勤

主任保育士は、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括するとともに地域の子育て支援を行う。

- （３）保育士 12名以上（常勤専従10名以上、非常勤2名以上）

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び保護者支援等の業務を行う。

- （４）調理師 3名

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(5) 看護師 1 名

児童の健康状態を観察し、健康管理等の業務を行う。

(6) 事務員 1 名

園長の補佐をし、事務一般について従事する。

(7) 嘱託医 1 名

園児の健康管理等についての業務を行う。

(8) 嘱託歯科医 1 名

園児の歯の健康管理等についての業務を行う。

(保育を提供する日及び時間並びに提供を行わない日)

第5条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。但し、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日を除く。

2 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時15分から18時15分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、月曜日から土曜日まで20時15分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

9時から17時までの範囲内、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時15分から20時15分までの範囲内で時間外保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第6条 当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた区市町村に対し、当該区市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 当園は、一項の支払を受けるほか、時間外保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

(利用定員)

第7条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下、法という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

(1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児（2号認定子ども））

45人

(2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児（3号認定子ども））

22人

(3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども

0人

(利用の開始・終了に関する事項)

第8条 当園は、区市町村から保育の実施について委託を受けたときはこれに応じるものとする。

2 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

(1) 利用児童が小学校に就学したとき

(2) 2号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) 3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第9条 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、利用児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用児童の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、区市町村と利用児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用児童に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第10条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第11条 当園は、利用児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第12条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その

他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第 13 条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、区からの求めがあった場合は、区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、区からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を区に報告する。

附 則

この規定は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

1 時間外保育に係る利用者負担

時 間	平日レギュラー	平日スポット
18 時 15 分～18 時 45 分	月額 2,000 円	15 分毎 250 円
18 時 15 分～19 時 15 分	月額 4,000 円	
18 時 15 分～19 時 45 分	月額 6,000 円	
18 時 15 分～20 時 15 分	月額 8,000 円	

注：月曜日から土曜日は 20 時 15 分までの時間外保育の提供とするが、やむを得ずその時間を超えてしまった場合は、15 分毎 500 円のスポット料金の支払いを受けるものとする。

当園は、上記の費用を諸費袋で支払を受け、諸費袋の領収印を以て、領収の証明とする。